

回 答 書

令和 5 年 3 月 16 日

清水悠路 様

清水亜佳里 様

合同会社ミヤビ 代理人



[REDACTED] 及び [REDACTED] からの令和 5 年 1 月 26 日付ご連絡添付のご質問事項について、以下のとおり回答致します。また、最後に説明会の実施に予定ついて回答します。なお、書面に記載の「施設長」は宇津雅美（以下「宇津」）を指すものと思われますが、宇津は施設長ではありません。施設長は当社の代表者宇津慎史（以下「代表者」）です。

1) について

当日の清水君が、靴と靴下を脱いでいたことも含め、普段と異なる様子は無かつたとの認識です。

2-1) について

[REDACTED] が単独で児童を誘導するようになったのは令和 4 年 9 月頃からであり、その後は本件事故が発生するまで、月に 1, 2 回の割合で続いていました。

当社は、各従業員に対し、2 名体制の確保を厳守するように命じており、これは遵守されているものと考えていたため、送迎の都度、確認していたものではありません。

当社は、本件事故が発生するまで、[REDACTED]が単独で児童を誘導していたことを認識していました。

2-2)について

靴及び靴下については、日頃から車内で履かせるように指導していたものの、脱いってしまうことが殆どでした。

降車時は、清水君に靴を履かせるようにしており、本件事故当日も[REDACTED]は清水君に靴を履かせた上で降車させました。

しかし、清水君が走り出した直後、左右の靴が脱げてしまいました。

2-3)について

[REDACTED]は、清水君の荷物二つを右肩に背負っていました。

2-4)について

[REDACTED]は両手で、清水君の前方からその右腕をしっかりと持っていました。

自動車は、施設の入口に向かって前向きで駐車し、清水君が降車したドア（スライド式）は右側でした。降車した地点から施設の入口（施設の壁）までの距離は4m前後でした。

図は資料1のとおりです。

2-5)について

[REDACTED]が一人で清水君の誘導が可能と考えたのは、誘導業務を重ねることで一人で大丈夫であると考えるようになってしまったことが原因です。

当社は、[REDACTED]が令和4年7月に入社する以前から知的障がい者と接した経験が豊富にあり、かつ同人は大阪府が実施した強度行動障がい支援者養成研修基礎研修及び実践研修を履修していたため、清水君の誘導業務は可能であると考えております

た。但し、■■■が単独で清水君の誘導業務を行っていたことを当社が認識していなかつたのは前記のとおりです。

2-6)について

■■■が両手で清水君の腕を持っていた際の強度は、清水君が振りほどこうとしても容易には振りほどくことはできない程の強度で、それなりの強さとなります。

清水君が■■■の両腕を振り払った際の対処については、■■■によれば振り払おうとしても簡単には振り払うことはできない強度でしっかりと持っていたため、想定していなかったとのことです。

当社が、■■■による対応が可能と判断した理由は、前記のとおりです。

2-7)について

清水君が、突然、■■■の手を振りほどいてから道路に行くまでの経路は資料2のとおりです。この時に行った対策は、清水君の安全を確保するため、直ぐに追いかけるというものです。

3-1)について

■■■が転倒した箇所は資料2のとおりです。

当社が、本件事故当日、清水君の誘導を■■■に任せたのは、必ずしも同人が最適であったという理由では無く、男性従業員のシフト制等によるものです。

前記のとおり、当社は各職員が決められた手順を遵守しているものと考えておりました。また、■■■は、清水君が両手で握った腕を振り払ってまで走り出すといった事態は想定しておりませんでした。

3-2)について

清水君が走り出してから、■■■がとった行動は次のとおりです。■■■は、清水君

が榎木橋手前の交差点付近まで向かったところは目撃しました。しかし、■■■が同交差点付近まで差し掛かったときには、清水君の姿は見当たりませんでした。そのため、■■■は堤防の車道を東側（新御堂方向）に進みながら清水君の発見に努めました。その際、■■■は通行人に「子供が走っているのを目撃しませんでしたか？」と聞いたり、清水君の名を呼びながら探していました。それでも、清水君の姿が見えないため、■■■は堤防を降り、河川敷に向かい、榎木橋方面に戻りました。この際に、■■■が清水君の脱ぎ捨てられたジャンパーを発見しました。

当職による本年1月16日付報告書では、■■■が堤防を降りる前に、車道を東側に進んだ旨の記載はありませんが、これは特に隠したものではなく（当社にそのような動機は全くありません。），当職が関係者から事情を聞いた際に、この点の説明が無かったことによるものです。従って、上記記載が無かったとしても、虚偽の記載をしたとは考えておりません。

また、当社は清水君の早期発見に務めており、これを妨害した事実は一切ございません。

上記報告書がこれまでの当社の説明内容や監視カメラ情報、目撃情報と乖離しているとのご指摘についてですが、当社は大きく異なっているとは考えておりません。監視カメラの映像については、映像を確認した警察関係者から聞いたものであり、当社の関係者は直接映像を確認しておりません。

4-1) について

本件事故直後、■■■から宇津への電話は3回あり、その際の■■■の位置関係等は資料3のとおりです。着信記録は15時47分から3回となっていました。この電話の際、電波の状況が悪く、緊迫していたこともあり、会話と呼べるようなものはありませんでした。宇津が電話で確認したのは、■■■の「清水君が」という言葉位でした。

4-2)について

清水君が神崎川に飛び込んだと考えた根拠は、神崎川の方向に向けて走り出し、その後、川の真横に設置された柵の切れ目付近にジャンパーが脱ぎ捨てられていたためです。

4-3)について

当社が警察関係者から監視カメラに記録された内容を最初に知らされたのは、令和4年12月9日夜です。

5-1)について

前記報告書の内容が、これまでの当社の説明と大きく異なるとのご指摘についてですが、大きく異なるとは考えておりません。

3回の電話を行っている際の宇津の行動についてですが、電話の際は■の「清水君が」という発言しか聞き取れなかつたため、会話はしておりません。この3回の電話がかかってきた際は、宇津は事業所の2階にいました。しかし、宇津は異常事態が発生したものと考え、直ぐに駐車場に向かい、車内に残されていた児童の誘導業務に当りました。

代表者は、上記電話がかかってきた際は、事業所の2階にいました。その後、宇津が異常事態が発生したと考えてからは、直ちに神崎川の方向に向かいました。

5-2)について

本件事故直後、代表者が榎木橋手間の交差点を右側に行った事実ではなく、同人がこのように説明した事実もありません。

他)①について

「一瞬のスキ」がいかに危険であるかの十分な認識についてですが、本件事故当

日の■はこのことを理解しつつも、行動が伴っていませんでした。

荷物を持ちながら清水君の誘導に当たった点ですが、■がこれを行うようになつた時期は令和4年9月頃です。

②について

清水君が職員の腕を振り払つて走り出した際に、再度確保できるための対策についてですが、このような対策は特に行っておりませんでした。

③について

当社としては、本件事故は極めて痛ましい事件であり、二度と今回のような事故が発生しないように再発防止策を定め、これを全ての職員が遵守することが重要であると考えております。

施設利用者のみならず、行政等へは十分に説明を行っておりますし、今後質問等があれば可能な範囲で説明は行っていく予定です。

ホームページについてですが、本件事故のような重大事故が発生してもなお、障がいをもつた児童が学校や家庭とは異なる空間で、将来的に自立した生活が送れるように支援する放課後等デイサービスの使命、役割は重要と考えております。ホームページは当社のこのような使命等を、周知するためのものですので、ご理解頂ければと存じます。

【事故以降の対応に関する疑問点】

1)について

代表者は、清水君が行方不明になると死亡することを含め重大事故に繋がるということは認識しておりました。

2)について

令和4年12月11日以降、[REDACTED]が清水君を探さなくなつたかのように記載されていますが、そのような事実はありません。

3)について

宇津が事故現場で顔出しをしていた理由は、清水君を早期に発見するためです。

4)について

宇津は、事業所でお預かりしている児童やその保護者への対応、職員に対する指示、行政への対応を行いながら、空いている時間は清水君の捜索に努めていました。その内容は、前記報告書に記載したとおりです。

5)について

宇津が、捜索の協力者に対し、本件事故の原因は清水君の障害特性が原因であると発言したことですが、協力者が誰なのか不明であり、宇津がこのような発言をした記憶はありません。

6)について

宇津が、捜索の協力者に対し、2、3日もすれば浮かんでくるでしょうと発言したことですが、これは現場にいた消防署関係者の発言です。宇津が判断したことによる発言ではありません。

7)について

宇津は、清水様が、清水君のご遺体が海に流されてしまうことも含め、二度と見つからないことを危惧していたことは十分に理解しております。

8)について

当社は、施設利用者に対し、本件事故の結果を報告し、再発防止に努めることは説明しております。現在、単独での誘導業務は行っておらず、職員各自が相互に注意するようにしております。

9)について

当社が、■による対応に問題ないと考えていた理由は、過去に障がい者を対応してきたことがあり、大阪府が実施した強度行動障がい支援者養成研修基礎研修及び実践研修を■が履修していたためです。

ただ、宇津は現場レベルにおいて、各職員が決められた手順を遵守していなかつたことまでは認識しておりませんでした。今後は再発防止のため、当社の各職員が、決められた手順を遵守していることを相互に確認することが重要と考えております。

10)について

当社は、指摘された職員同士による口喧嘩は認識しておりません。

11)について

清水君が見つかった可能性があるとの情報は、令和4年12月16日午前8時5分頃、宇津が自動車で事業所に向かう途中、■からの電話により得ました。当日は、■が捜索のために神崎川河川敷に向かったところ、既に警察関係者や消防関係者が現地に集まっていました。この様子を見た■が、何か動きがあったものと考え宇津に上記の電話をした次第です。

宇津は、直ぐに河川敷に向かいましたが、その時点で既にご遺体にブルーシートが掛けられていました。これまでの経緯から、宇津はご遺体が清水君ではないかと考えましたが、確証を得たわけではありません。

なお、前記報告書の6頁では、「8時37分、吹田警察署の警察官より、神崎川

河川敷を散歩していた通行人が清水君のご遺体を発見したとの連絡を受ける。」と記載しましたが、正確には通行人が8時37分に吹田警察署に通報したのであり、当社関係者がご遺体を発見されたことを認識した経緯は上記のとおりです。報告書の内容に誤りがありましたので、本書により訂正させて頂きます。

1.2)について

清水君が見つかったことの情報については、警察からの連絡であり、特に疑うべき事情も見当たらなかったため、今回は確実に見つかったものと考えました。

捜索に関する他からの情報については、当時は様々な情報が錯綜しており、真偽不明なものが多くありました。従って、これまでに説明してきたこと以外に特に加えるものはございません。

1.3)について

指摘される別件内容については、個人情報保護の観点からお答えすることはできません。

1.4)について

吹田警察署へ行けなかつた理由は、まず当日は別の用事もある中で、夜の何時頃に吹田警察署に行けば良いのか判らなかつたという事情があります。これに加えて、令和4年12月14日、宇津が清水亜佳里様より、「あなたのことは一生許さない」「家族も一生許さない」「死んで下さい」「顔を見たくない」「私の前に姿を見せないで下さい」「朝から夜まで探して下さい」と無理なことを言われたことがあります。また、同月15日には、多数の消防士や警察官等が捜索に加わっている中で、清水悠路様より、捜索のために水中ドローンを使用するが、生じた費用は全て当社が負担するように要求されました。

当社としては、清水君が中々見つからず、清水様のお気持ちちは痛いほど判るもの

の、上記のような無理を言われ、対応に苦慮しておりました。

このような状況の下で、宇津等が、清水様と直接お目にかかるても冷静な対応が困難であると考えたことも、吹田警察署へ行かなかった理由です。

なお、清水悠路様との電話のやり取りにおいて、詳細については省きますが、最終的には清水様より吹田警察署へ来なくて良いとのご発言もありました。

15)について

清水君へ誠意を見せることについてですが、当社はお葬式への出席を検討していました。そのため、宇津は令和4年12月18日清水亜佳里様の携帯電話にお電話させて頂きました。

16)について

代表者が清水様へ謝罪要求を行ったのは、前記清水亜佳里様のご発言に対するものであり、特に命を持って償うことを要請するものであったため、これは言いすぎでは無いかと考えたことによるものです。

但し、現時点での謝罪を要請するものではありません。

17)について

録音は、後日の紛争を予防するための措置です。

18)について

清水様が本件事故に関し、理由の無い非難を浴びせられたのが事実であれば、当社としては申し訳の無いことと考えております。

19)について

当社が考えるホームページの役割等は既にご説明させて頂いたとおりです。

20)について

ご指摘の内、特に①、②、④及び⑤が重要であったと考えております。

説明会実施の予定について

本件事故については、事故直後、全ての利用者に説明させて頂いております。従って、改めて当社が本件事故について説明会を実施する予定はございません。

以上

地図データ ©2023

5 m

→ ドアのスライド方向

○ 清水君

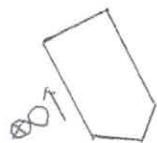
⊗ [Redacted]

熊野大阪線



Google

16



アルバスの森生活介護

134

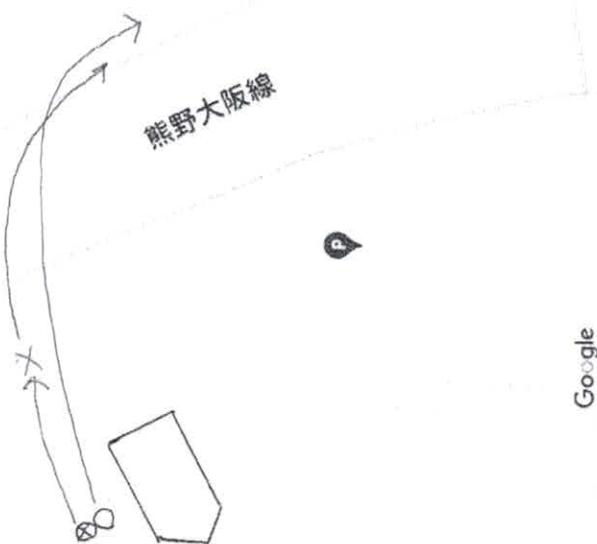
フォトスタジオ40

Google

- 清水君
- ⊗
- × [REDACTED] の転倒箇所

Google

16



134

アルバスの森生活介護

フォトスタジオ4C

Google

①かいし③電話をかけた場所

